

地域再生基本方針の一部変更について

〔令和8年3月31日
閣議決定〕

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1の1）及び2の2）中「「まち・ひと・しごと創生総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）」」を「「まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方創生に関する総合戦略）」」に改める。

4の5）①の見出しを次のように改める。

① まち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））

5の4）④中「「地域経済分析システム（RESAS）」」の次に「や「地方創生データ分析評価プラットフォーム（RAIDA）」」を加える。

附 則

この基本方針の変更は、閣議決定の日から施行する。